

こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の法制化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年2月22日

提出者

5番 落合 勝利

12番 内山 さとこ

6番 西園寺 みきこ

20番 山本 あつし

21番 与座 武

25番 しば みのる

武蔵野市議会議長 きくち 太郎 殿

## こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の法制化を求める意見書

こころの健康は、体の健康と並んで国民の生活の基本をなすものです。精神疾患は国民の40人に1人にあたる323万人が医療機関で受診しており、10年前の1.5倍です。生涯を通じると国民の少なくとも5人に1人が精神疾患に罹患するなど「国民病」です。社会問題という点からは、自殺（自死）で命を落とす方が13年連続で3万人を超え、イギリスの3倍で先進諸国最大の自殺大国です。13年間の自殺者数は42万2千人を超え、この人数は、武蔵野市の人口の3.13倍に相当します。死亡者の40人に1人が自殺により亡くなっていますが、その多くの背景に精神疾患があります。

こうした「国民のこころの健康の危機」と言える状況を踏まえて厚生労働省は、平成23年7月、精神疾患をがん・急性心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病と並ぶ5大疾病の一つに指定して、医療の充実を図ることを決定しました。イギリスなど諸外国では、すでに精神疾患のそうした位置づけに基づいた政策が実現しています。一方日本では、いわゆる「精神科特例」に基づいて、精神科では、医師の数が他科の3分の1で良いとされ、医療費もそれに見合うものとなっているなど、法制度としての差別が現在も続いていますので、そうした差別の解消に結びつくことが期待されます。

厚生労働省は、平成22年4月から家族、当事者、医療福祉の専門家、学識経験者が集まり、「こころの健康政策構想会議」を設立しました。この会議では家族、当事者のニーズにこたえることを軸に据えて63回の会議を重ね、提言をまとめ、平成22年5月末に厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出しました。

こころの健康は、国民の一人一人の問題というだけでなく、社会としても取り組みを進めていかなければいけない課題です。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、関係各法との整合性を図りつつ、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年2月 日

武蔵野市議会議長 きくち 太 郎

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

あて